

滋賀労働局発表

平成27年5月13日（水）

担 当	滋賀労働局職業安定部職業対策課
	課長 大矢 俊典
	課長補佐 河野 孝
	地方障害者雇用担当官 岡崎 貞昭
	電話 077-526-8686

～障害者の就職件数、過去最多の944件～

（平成26年度における障害者の職業紹介状況等）

- 平成26年度の県内のハローワークの支援による障害者の就職件数は、944件（対前年度比4.7%増）と5年連続で過去最多を更新
- 障害種別の就職件数では、精神障害者が2年連続最多

ポイント

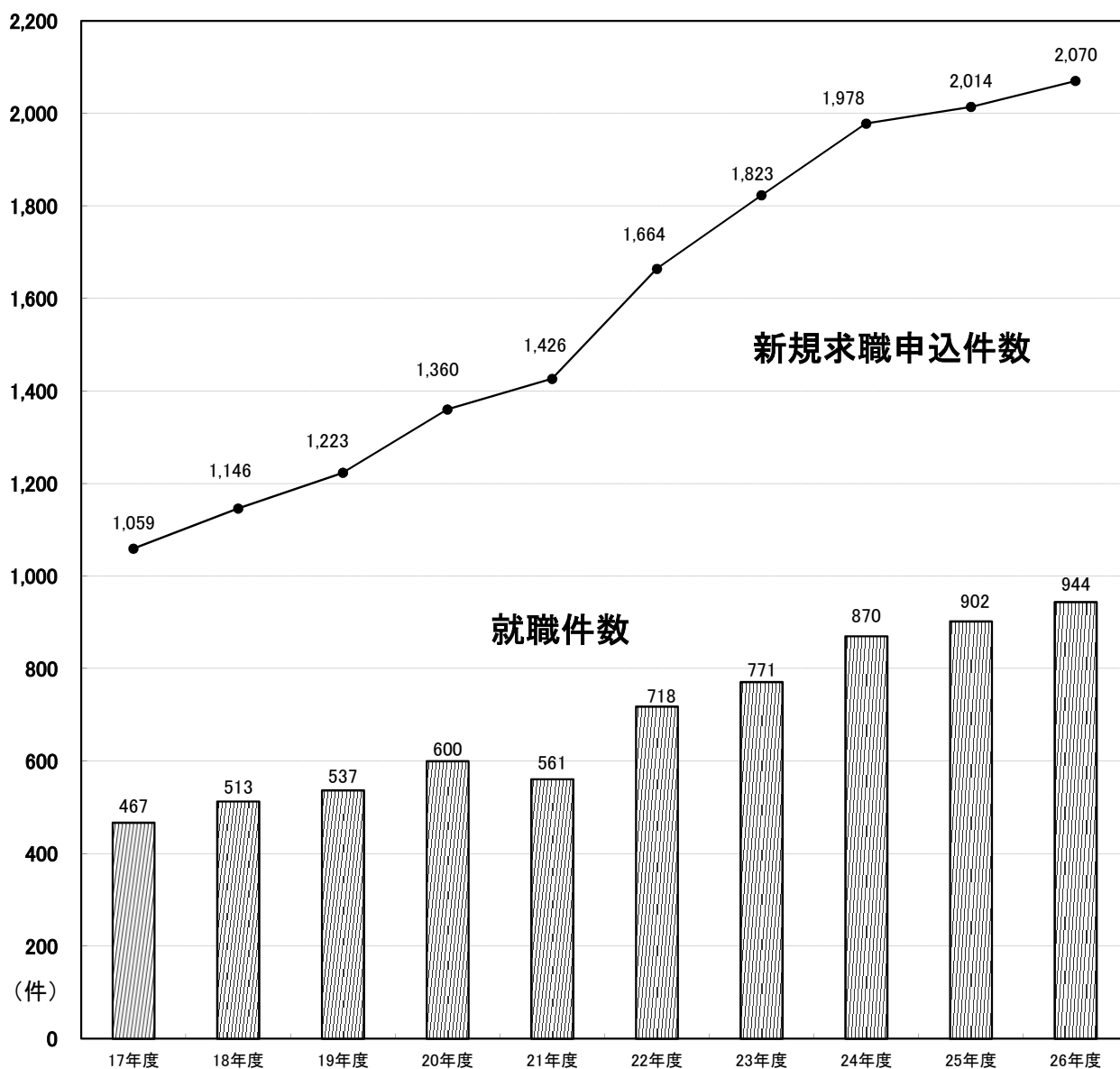
1. 障害種別の就職件数
精神障害者366件（前年に比べ7.6%増）、身体障害者287件（同4.0%増）、知的障害者244件（同2.5%増）、その他障害者47件（同2.1%減）。
2. 産業別就職件数
「製造業」（241件）が前年度と同様に最も多く、次いで「医療・福祉」（200件）、「卸売業、小売業」（111件）となっている。
3. 職業別就職件数
「運搬・清掃・包装等の職業」（302件）が前年度と同様に最も多く、次いで「生産工程での職業」（189件）、「事務的職業」（157件）となっている。
4. 精神障害者の就職件数が増加している主な要因
 - ① ハローワークと関係機関（障害者就業・生活支援センター、福祉施設、特別支援学校等）との連携により、就職から職場定着までの継続的な支援が進んでいること
 - ② 改正障害者雇用促進法施行による対象企業の拡大、平成30年度からの精神障害者雇用義務化に向けた周知・啓発活動等により障害者雇用の理解が進んでいること
5. 平成27年4月から、「障害者雇用納付金制度」の対象が200人を超える事業主から100人を超える事業主に拡大された。

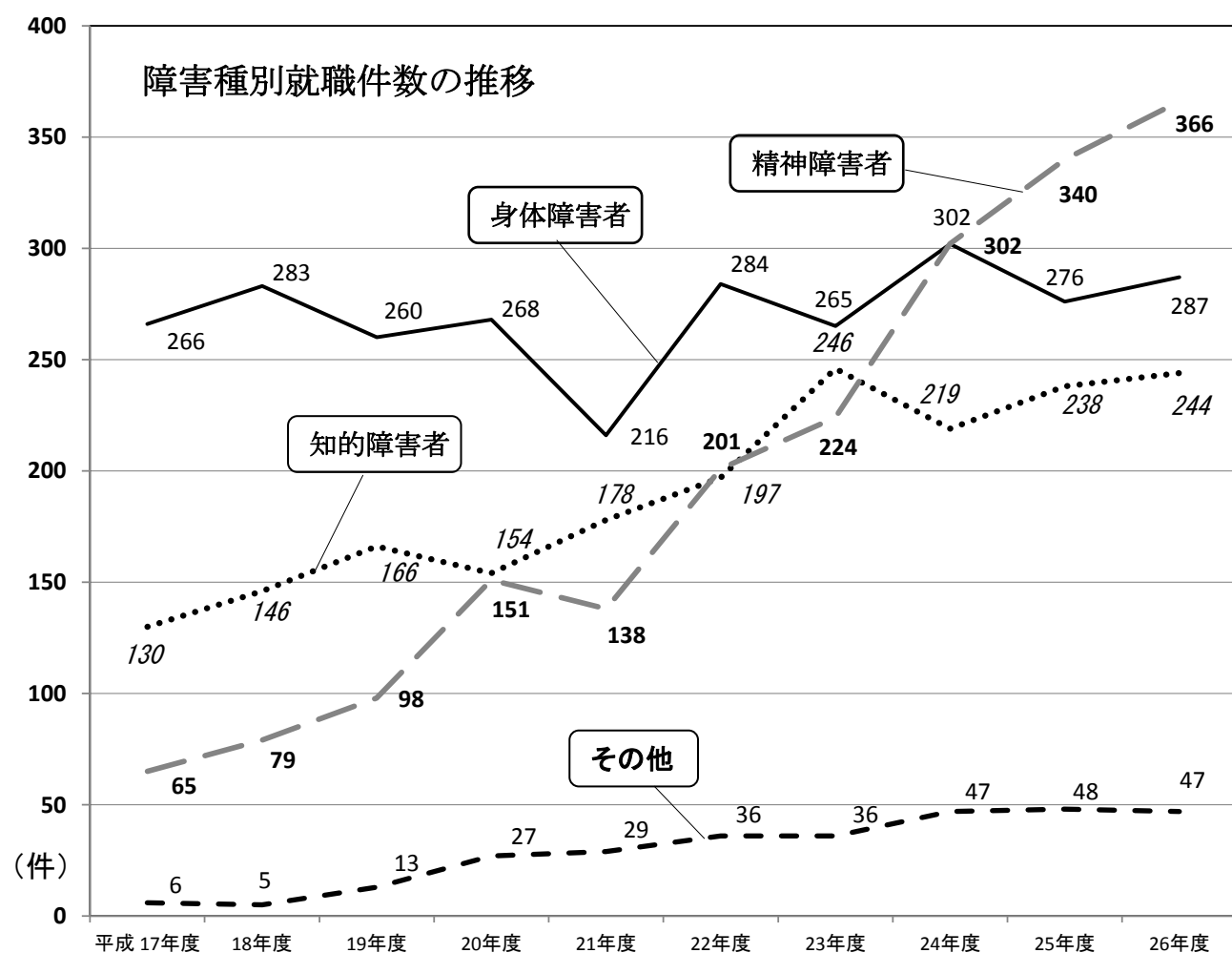
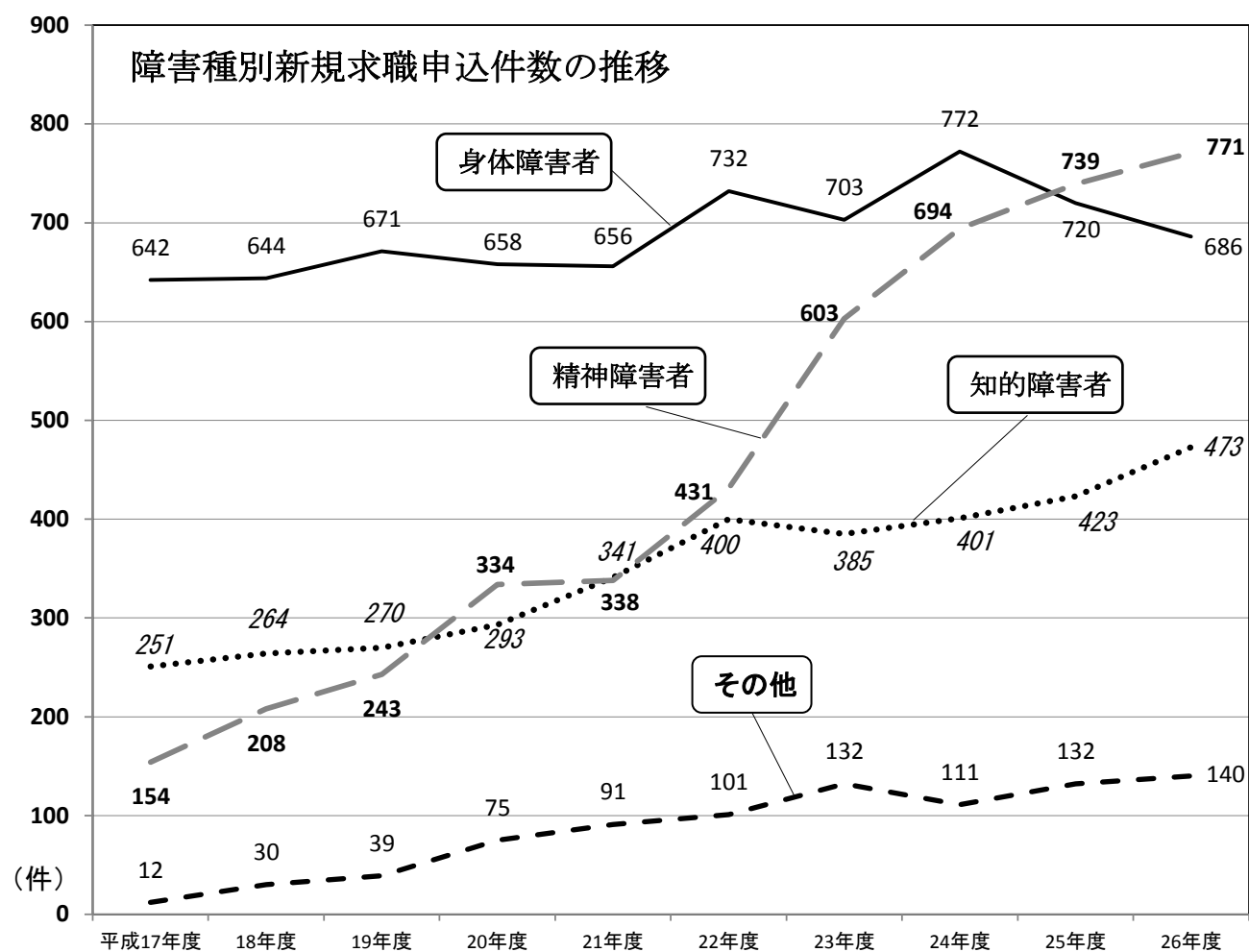
1 概況(全体)

	新規求職申込件数(件)		有効求職者数(3月末・人)		就職件数(件)		就職率(%、ポイント)	
		前年度比		前年比		前年度比		前年度比
17年度	1,059	5.1	1,483	▲ 3.1	467	3.1	44.1	▲ 0.8
18年度	1,146	8.2	1,566	5.6	513	9.9	44.8	0.7
19年度	1,223	6.7	1,289	▲ 17.7	537	4.7	43.9	▲ 0.9
20年度	1,360	11.2	1,516	17.6	600	11.7	44.1	0.2
21年度	1,426	4.9	1,656	9.2	561	▲ 6.5	39.3	▲ 4.8
22年度	1,664	16.7	1,734	4.7	718	28.0	43.1	3.8
23年度	1,823	9.6	1,826	5.3	771	7.4	42.3	▲ 0.8
24年度	1,978	8.5	1,861	1.9	870	12.8	44.0	1.7
25年度	2,014	1.8	1,962	5.4	902	3.7	44.8	0.8
26年度	2,070	2.8	2,200	12.1	944	4.7	45.6	0.8

*就職率=就職件数/新規求職申込件数

(就職件数及び新規求職申込件数の推移)





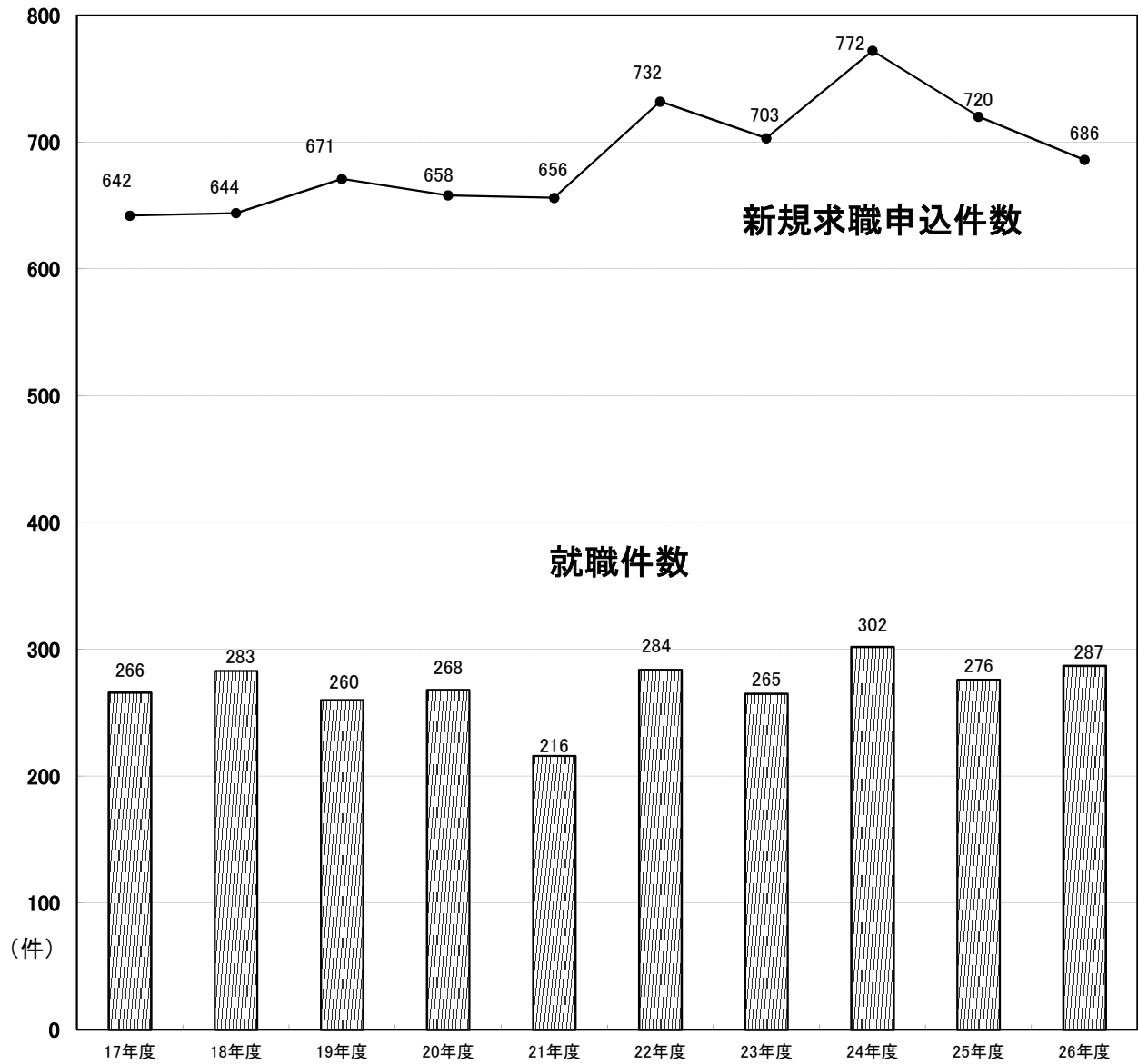
2 障害種別の職業紹介状況

(1) 身体障害者

	新規求職申込件数(件)		有効求職者数(3月末・人)		就職件数(件)		就職率(%、ポイント)	
		前年度比		前年比		前年度比		前年度比
17年度	642	9.2	917	▲ 6.1	266	12.7	41.4	1.3
18年度	644	0.3	870	▲ 5.1	283	6.4	43.9	2.5
19年度	671	4.2	697	▲ 19.9	260	▲ 8.1	38.7	▲ 5.2
20年度	658	▲ 1.9	769	10.3	268	3.1	40.7	2.0
21年度	656	▲ 0.3	819	6.5	216	▲ 19.4	32.9	▲ 7.8
22年度	732	11.6	813	▲ 0.7	284	31.5	38.8	5.9
23年度	703	▲ 4.0	780	▲ 4.1	265	▲ 6.7	37.7	▲ 1.1
24年度	772	9.8	784	0.5	302	14.0	39.1	1.4
25年度	720	▲ 6.7	782	▲ 0.3	276	▲ 8.6	38.3	▲ 0.8
26年度	686	▲ 4.7	810	3.6	287	4.0	41.8	3.5

*就職率=就職件数/新規求職申込件数

(就職件数及び新規求職申込件数の推移)

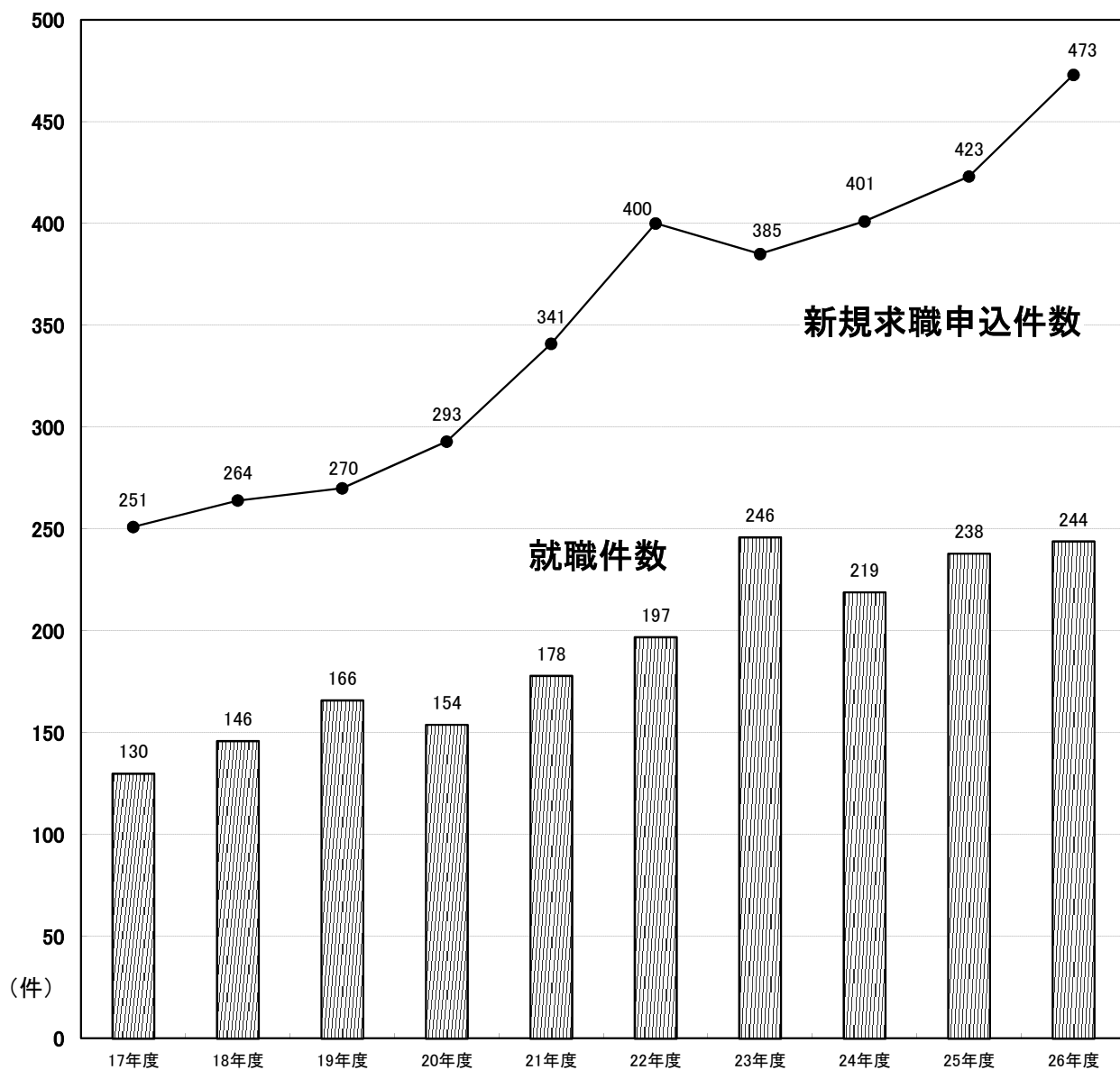


(2) 知的障害者

	新規求職申込件数(件)		有効求職者数(3月末・人)		就職件数(件)		就職率(%、ポイント)	
		前年度比		前年比		前年度比		前年度比
17年度	251	▲ 5.6	344	3.0	130	▲ 15.6	51.8	▲ 6.1
18年度	264	5.2	399	16.0	146	12.3	55.3	3.5
19年度	270	2.3	336	▲ 15.8	166	13.7	61.5	6.2
20年度	293	8.5	379	12.8	154	▲ 7.2	52.6	▲ 8.9
21年度	341	16.4	421	11.1	178	15.6	52.2	▲ 0.4
22年度	400	17.3	438	4.0	197	10.7	49.3	▲ 2.9
23年度	385	▲ 3.8	388	▲ 11.4	246	24.9	63.9	14.6
24年度	401	4.2	372	▲ 4.1	219	▲ 11.0	54.6	▲ 9.3
25年度	423	5.5	347	▲ 6.7	238	8.7	56.3	1.7
26年度	473	11.8	427	23.1	244	2.5	51.6	▲ 4.7

*就職率=就職件数/新規求職申込件数

(就職件数及び新規求職申込件数の推移)

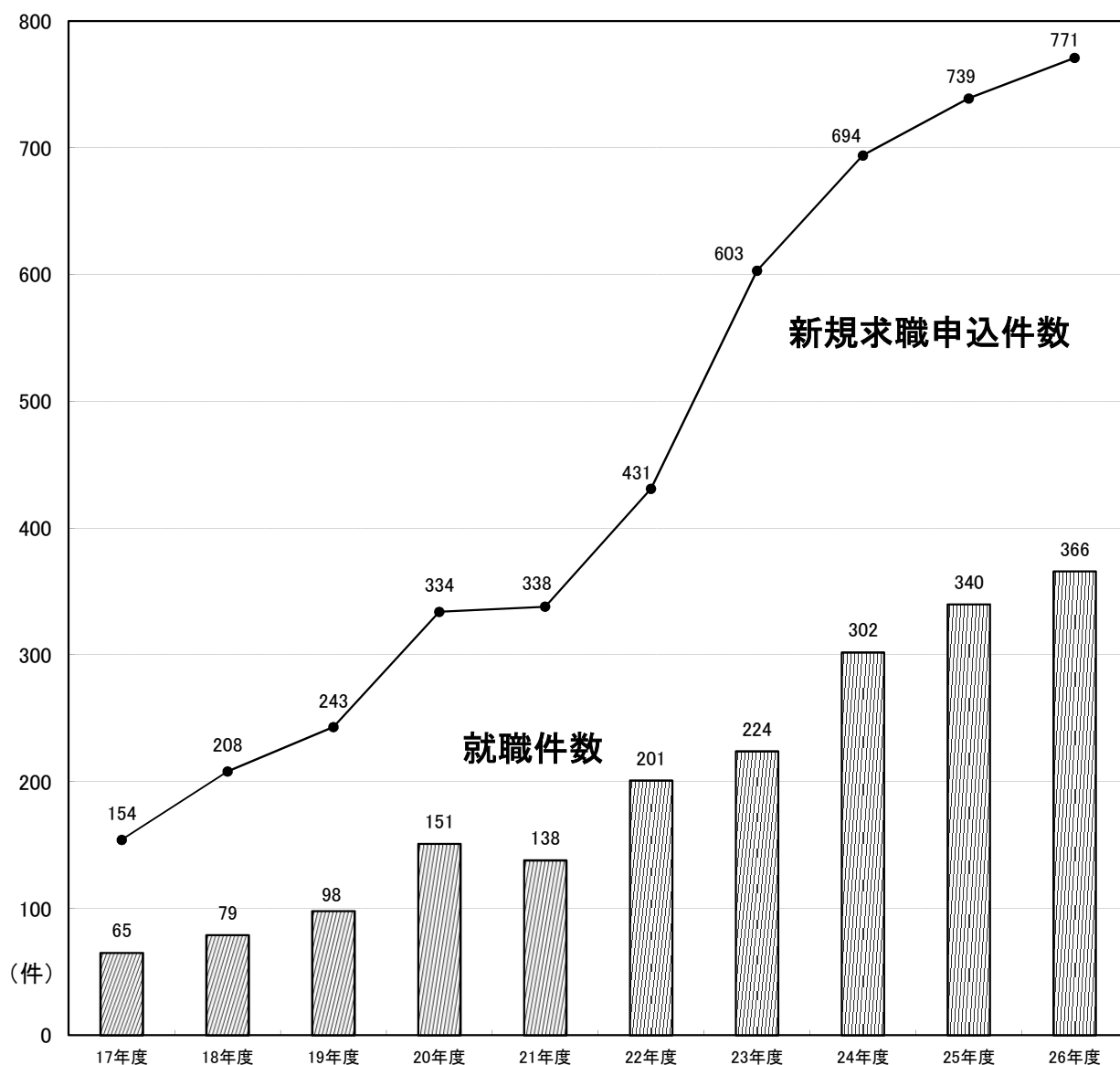


(3)精神障害者

	新規求職申込件数(件)		有効求職者数(3月末・人)		就職件数(件)		就職率(%、ポイント)	
		前年度比		前年比		前年度比		前年度比
17年度	154	6.2	212	1.4	65	4.8	42.2	▲ 0.6
18年度	208	35.1	266	25.5	79	21.5	38.0	▲ 4.2
19年度	243	16.8	227	▲ 14.7	98	24.1	40.3	2.3
20年度	334	37.4	313	37.9	151	54.1	45.2	4.9
21年度	338	1.2	356	13.7	138	▲ 8.6	40.8	▲ 4.4
22年度	431	27.5	410	15.2	201	45.7	46.6	5.8
23年度	603	39.9	555	35.4	224	11.4	37.1	▲ 9.5
24年度	694	15.1	621	11.9	302	34.8	43.5	6.4
25年度	739	6.5	724	16.6	340	12.6	46.0	2.5
26年度	771	4.3	836	15.5	366	7.6	47.5	1.5

*就職率=就職件数/新規求職申込件数

(就職件数及び新規求職申込件数の推移)



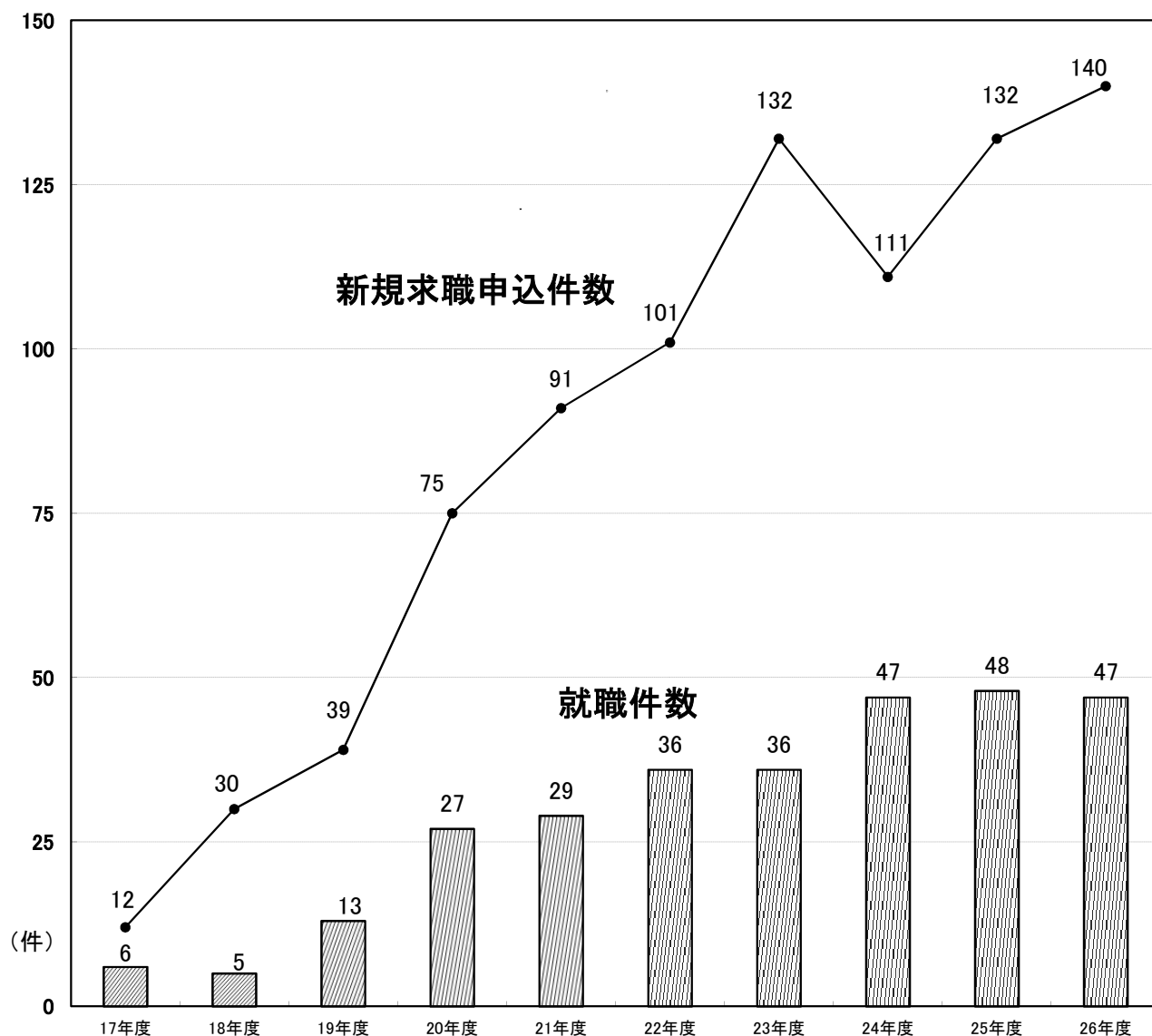
(4) その他障害者

(注) その他障害者とは、発達障害者、難病者、高次脳機能障害者等である

	新規求職申込件数(件)		有効求職者数(3月末・人)		就職件数(件)		就職率(%、ポイント)	
		前年度比		前年比		前年度比		前年度比
17年度	12	33.3	10	▲ 9.1	6	500.0	50.0	38.9
18年度	30	150.0	31	210.0	5	▲ 16.7	16.7	▲ 33.3
19年度	39	30.0	29	▲ 6.5	13	160.0	33.3	16.6
20年度	75	92.3	55	89.7	27	107.7	36.0	2.7
21年度	91	21.3	60	9.1	29	7.4	31.9	▲ 4.1
22年度	101	11.0	73	21.7	36	24.1	35.6	3.7
23年度	132	30.7	103	41.1	36	0.0	27.3	▲ 8.3
24年度	111	▲ 15.9	84	▲ 18.4	47	30.6	42.3	15.0
25年度	132	18.9	109	29.8	48	2.1	36.4	▲ 5.9
26年度	140	6.1	127	16.5	47	▲ 2.1	33.6	▲ 2.8

*就職率=就職件数/新規求職申込件数

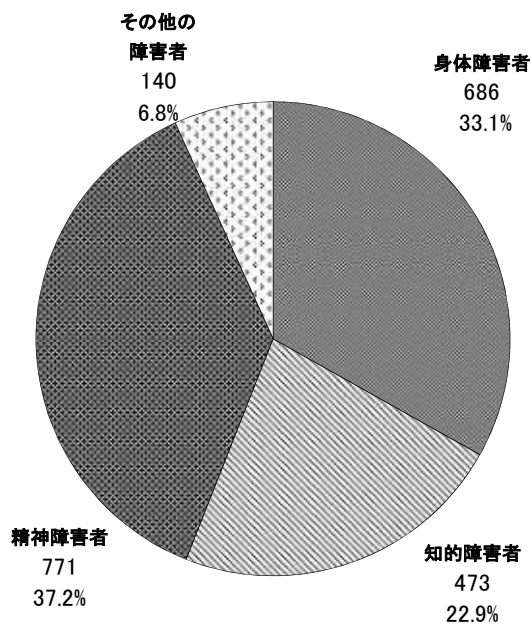
(就職件数及び新規求職申込件数の推移)



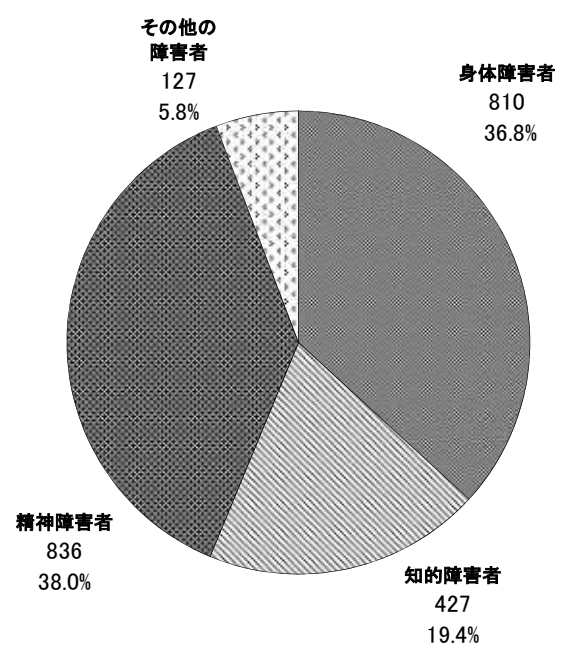
3 就職件数等における障害種別の割合

新規求職申込件数		有効求職者数(3月末現在)		就職件数	
合 計	2,070	合 計	2,200	合 計	944
身 体 障 害 者	686	身 体 障 害 者	810	身 体 障 害 者	287
知 的 障 害 者	473	知 的 障 害 者	427	知 的 障 害 者	244
精 神 障 害 者	771	精 神 障 害 者	836	精 神 障 害 者	366
そ の 他 の 障 害 者	140	そ の 他 の 障 害 者	127	そ の 他 の 障 害 者	47

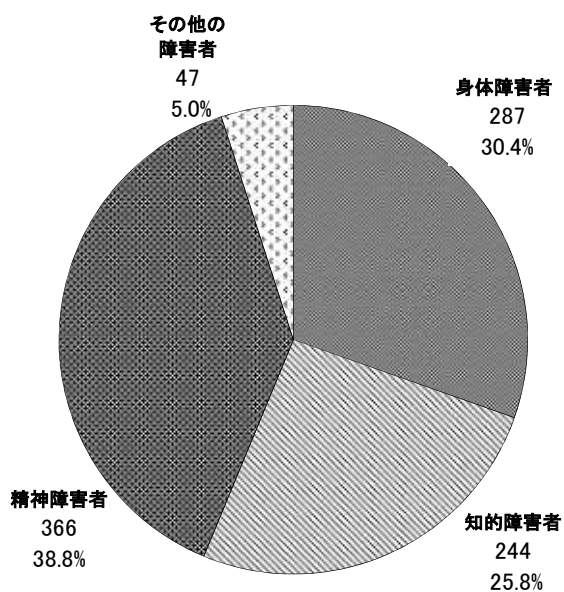
新規求職申込件数



有効求職者数

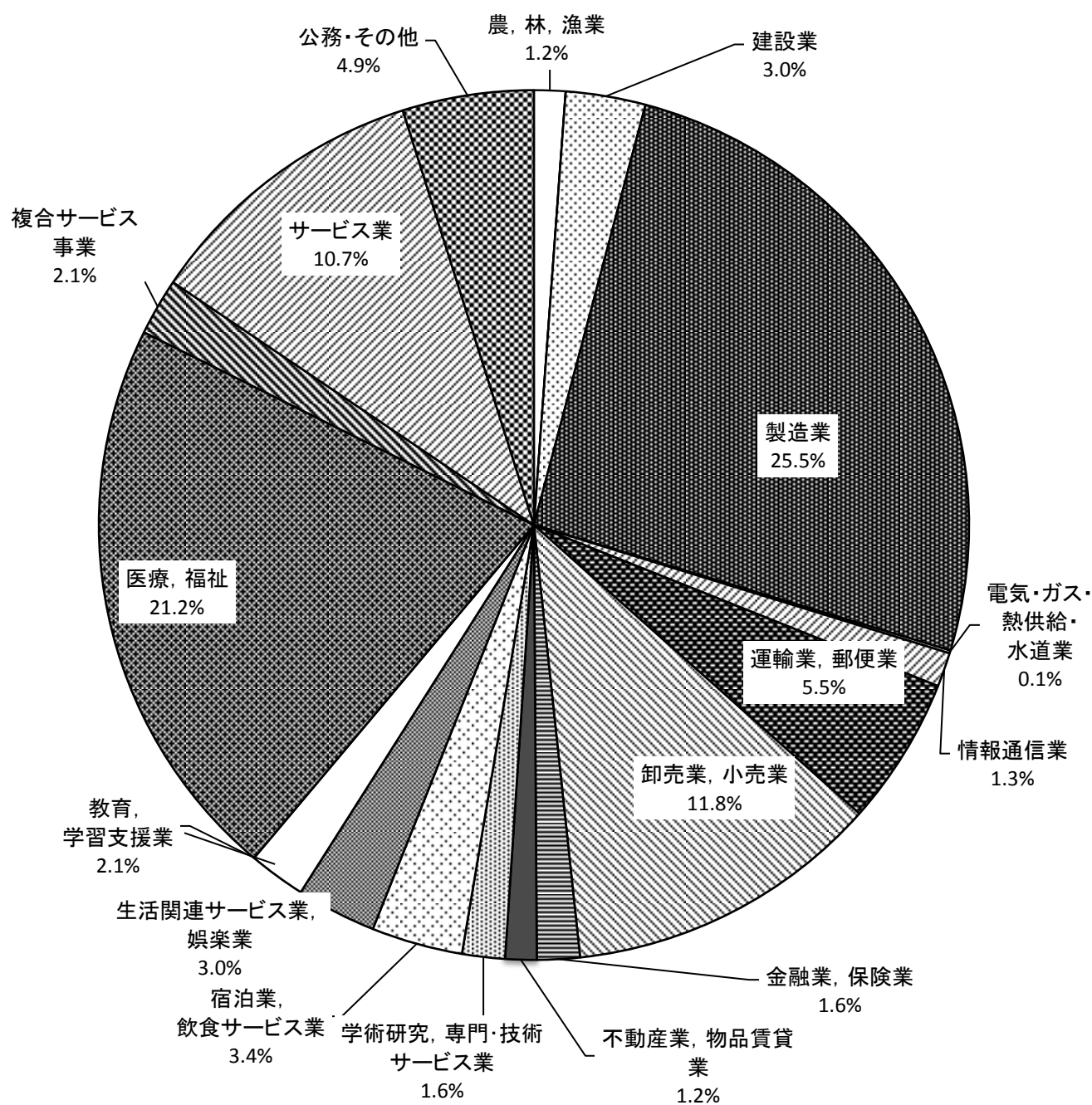


就職件数



4 産業別の就職状況

産業別就職状況



〈産業別にみたときの特徴〉

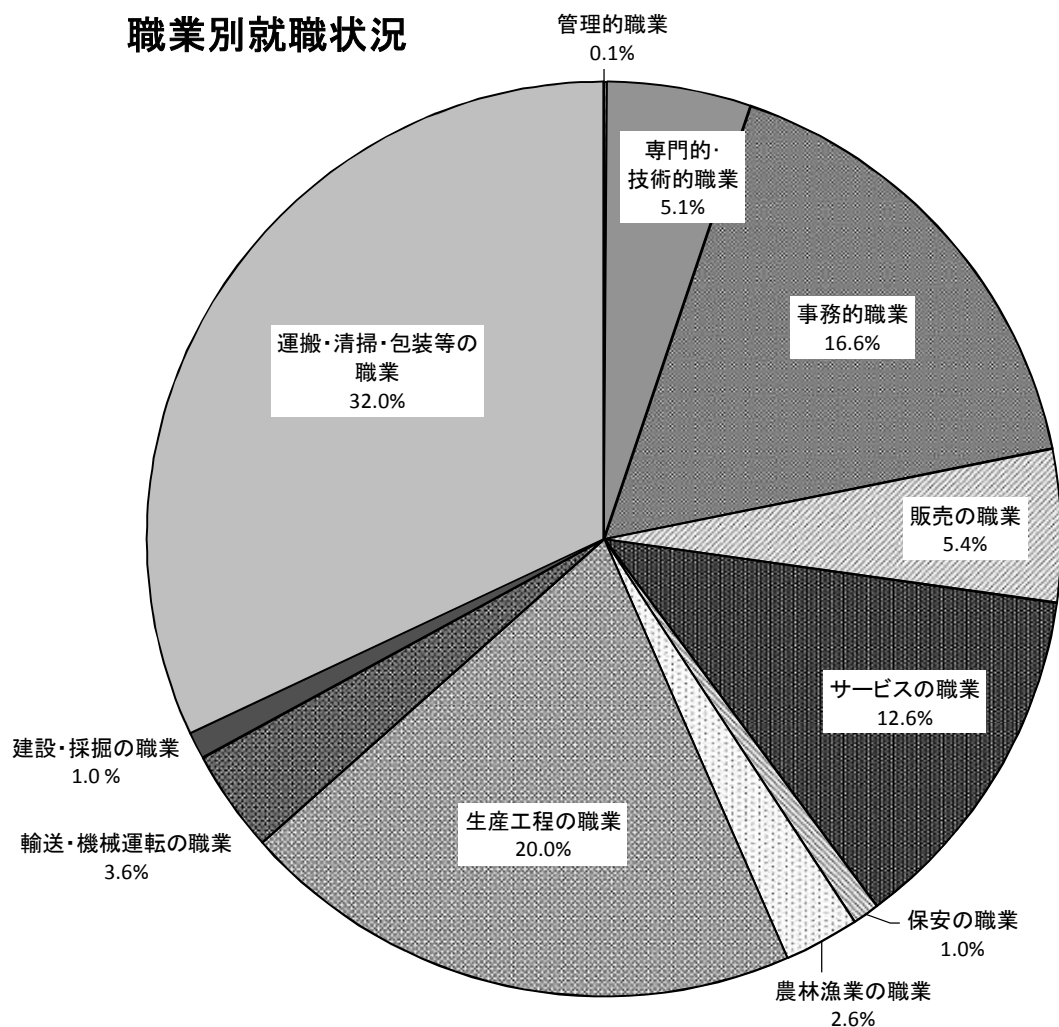
○産業別割合では、「製造業」(241件、25.5%)、「医療、福祉」(200件、21.2%)、「卸売業、小売業」(111件、11.8%)における就職件数が多い。

○障害種別割合で見ると

「身体障害者」は、「製造業」(63件、22.0%)、「医療、福祉」(55件、19.2%)、「サービス業」(39件、13.6%)
「知的障害者」は、「製造業」(82件、33.6%)、「医療、福祉」(54件、22.1%)、「卸売業、小売業」(33件、13.5%)
「精神障害者」は、「製造業」(83件、22.7%)、「医療、福祉」(78件、21.3%)、「卸売業、小売業」(53件、14.5%)

○前年度と比べると、18業種10業種で増加し、6業種が減少した。

5 職業別の就職状況



〈職業別にみたときの状況〉

○職業別割合では、「運搬・清掃・包装等の職業」(302件、32.0%)の割合が大きく、「生産工程の職業」(189件、20.0%)、「事務的職業」(157件、16.6%)、「サービスの職業」(119件、12.6%)の順になっている。

○障害種別割合で見ると、身体障害者については「事務的職業」の割合が高く、知的障害者、精神障害者については「運搬・清掃・包装等の職業」の割合が高くなっている。

○前年度と比べると、「生産工程の職業」「サービスの職業」の就職件数が増加している。

「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます
 ～平成27年4月から、常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象になります～

※ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第96号)

適用対象になると

平成28年4月から、前年度(平成28年度は、平成27年4月から平成28年3月まで)の雇用障害者数をもとに、

- 障害者雇用納付金の申告を行っていただきます。
※法定雇用率(2.0%)を達成している場合も申告が必要です。
- 障害者の法定雇用率を下回る場合は、
障害者雇用納付金を納付する必要があります。
- 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。

※年度(27年4月～28年3月)の途中で事業廃止した場合(吸収合併等含む)は、廃止した日から45日以内に申告・申請が必要です。

制度適用から
申告・納付
開始までの
スケジュール

	～平成27年3月	平成27年4月～ 平成28年3月	平成28年4月～
適用 対象 となる 事業主 の範囲	常時雇用する労働者数 が200人を超える事業主	常時雇用する労働者数が 100人を超える事業主	申告・納付 開始

納付金の申告では...

- ・申告対象期間(=申告の前年度)の各月における
 - ①常時雇用している労働者数
 - ②雇用障害者数
 - ③雇用障害者の労働時間数(所定労働時間及び実労働時間)
 等をご報告いただく必要があります。

調整金(常時雇用している労働者数が300人以下の事業主の場合)の申請では...

- ・上記①②③のほか、雇用障害者の
 - ④源泉徴収票(写)
 - ⑤障害者手帳等(写)を添付していただく必要があります。**ご準備下さい!**

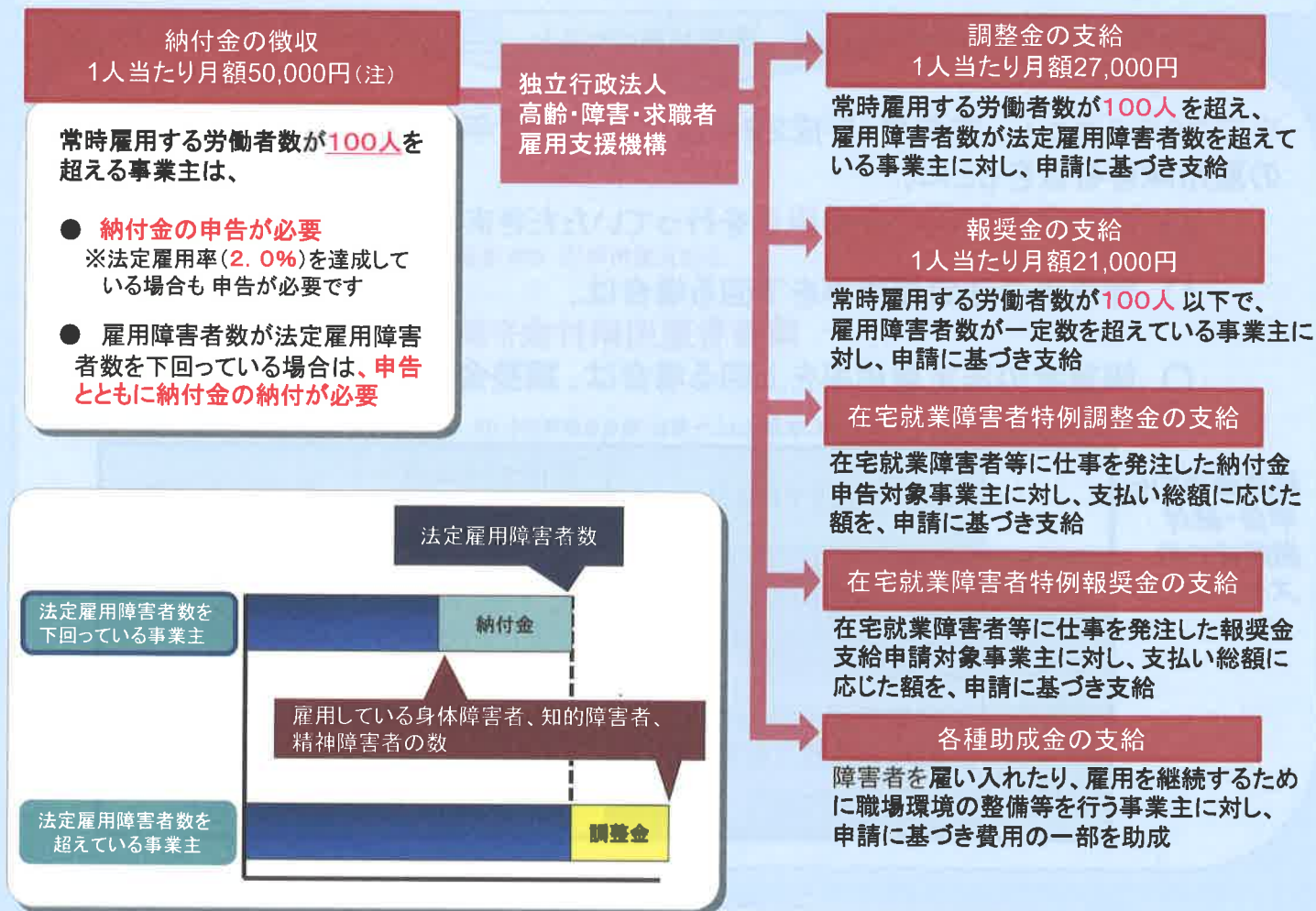
手続きをくわしくご案内する事務説明会を開催します。

全国各地にて2～3月を中心に実施。ぜひ、ご参加を！詳細は裏面のお問合せ先(◎)まで。

障害者雇用納付金制度とは

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることが目的に、障害者雇用納付金(「納付金」)の徴収、障害者雇用調整金(「調整金」)、報奨金、各種の助成金の支給を行う制度です。

◆障害者雇用納付金制度の概要



(注)

○常時雇用する労働者数が200人を超え300人以下の事業主は、平成22年7月1日から平成27年6月30日まで
○常時雇用する労働者数が100人を超え200人以下の事業主は、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
納付金の額が**1人当たり月額「5万円」から「4万円」**に減額されます。

お問い合わせ先

- 障害者雇用に関して相談したい。職業紹介を行ってほしい。
 - ・ 管轄の公共職業安定所(ハローワーク)にお問合せください。
- ◎ 障害者雇用納付金制度の詳細、各種助成金について知りたい
 - ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ(<http://www.jeed.or.jp/>)をご覧ください、最寄りの各都道府県支部(高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)※旧:高齢・障害者雇用支援センター)にお問合せください。
- 障害者雇用の具体的な進め方などを相談したい
 - ・ 最寄りの障害者職業センターにお問合せください。
※ 障害者雇用を検討している事業主や、すでに障害者を雇用している事業主の支援ニーズに応じて、採用計画に関する助言から採用後の職場定着に至るまで体系的な支援を行っています。